

最終処分場の維持管理の技術上の基準※との適合性を示した比較表(1/4)

	技術上の基準	本 事 業
第一号	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	廃棄物の飛散を防止するために飛散防止フェンスを設置する。埋立作業に際しては、即日覆土又は薄層被覆を行い、飛散を防止する。
第二号	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立作業の際に即日覆土又は薄層被覆を行い、悪臭の発生を防止する。
第三号	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	廃棄物から発生するガスを速やかに排出するため、縦形ガス抜き管を設置する。また、消火設備を設ける。
第四号	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	埋立作業の際に即日覆土又は薄層被覆を行い、はえその他の害虫等の発生を防止する。
第五号	前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第一七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	処分場外周の出入りできる箇所にフェンスを設け侵入を防止する。 閉鎖された後の利用については跡地利用計画に合わせた設備を行う。埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにする
第六号	前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札は計量所手前に設置し、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書換えを行う。
第七号	前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期点検は、年1回(5月)に実施。震度5弱以上の地震時、連続雨量200mm以上、日降雨量150mm以上の場合には臨時点検を行う。異常が認められた場合は、速やかに防止対策を行う。
第八号	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ((1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	平成8年度以降は、埋立前に遮水工の表面を布製型枠使用のコンクリート注入工により被覆し遮水工の防護を行う。
第九号	前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	露出部の遮水シートは、月1回亀裂の有無の点検を行う。遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令
昭和52年総理府令・厚生省令第1号(最終改正平成13年3月30日環境省令第10号)

最終処分場の維持管理の技術上の基準※との適合性を示した比較表(2/4)

	技術上の基準	本 事 業
第十号	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取した当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ. 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ. 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ. 埋立処分場開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただしイ.ただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ. ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ記録すること。</p>	<p>地下水の調査を、処分場内の観測井戸2箇所、湧水地点1カ所、諏訪町内の集落井戸1箇所で行う。</p> <p>附則第二条第七項により、平成十年改正命令の施行前に埋立処分が開始されていたものについては除くため、適用除外。</p> <p>地下水等検査項目について一年に一回測定し、かつ、記録する。</p> <p>電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回測定し、かつ、記録する。</p> <p>電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ記録する。</p>
第十一号	<p>前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>水質の悪化が認められる場合は、その原因を調査し、原因が当該処分場であった場合、速やかに生活環境の保全上必要な処置を講ずる。</p>

最終処分場の維持管理の技術上の基準との適合性を示した比較表(3/4)

	技術上の基準	本 事 業
第十二号	前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	附則第二条第七項により、平成十年改正命令により、前項第五号ニただし書とあるのは改正前の旧令第一条第一項第五号ロただし書とすることから適用除外。
第十三号	前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期点検は、年1回(5月)に実施。震度5弱以上の地震時、連続雨量200mm以上、日降雨量150mm以上の場合には臨時点検を行う。調整池が損傷するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
第十四号	前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	
	イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	処理した浸出水は庄内川に放流するため、放流水質が排水基準及び管理地に適合するように処理設備の維持管理を行う。
	ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	設備及び機器について、薬剤等の不足等については毎日(土、日を除く)、設備及び機器の損壊、機能不良は毎月点検を行い、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
	ハ 放流水の水質検査を次ぎにより行うこと。 (1)排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。	放流水の水質検査を次ぎにより行う。 (1)排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回測定し、かつ、記録する。 (2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について一月に一回測定し、かつ、記録する。
第十五号	前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること	外周水路等の設備は清掃を行い、また、損傷、不等沈下の有無、土砂の堆積状況について日常及び異常時点検を行い、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
第十六号	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	豎形ガス抜き管を設置する。

最終処分場の維持管理の技術上の基準との適合性を示した比較表(4/4)

	技術上の基準	本 事 業
第十七号	<p>埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号二において同じ。)は、厚さがおおむね50 c m以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号二ただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>0.5m程度の最終覆土を行う。</p>
第十八号	<p>前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損傷を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>跡地利用の際には最終覆土の上にさらに1.5mの土砂による覆いを計画している。</p>
第十九号	<p>埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>「名古屋市廃棄物処理施設維持管理の記録・閲覧に関する事務取扱要領」に基づき埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。</p>

廃棄物の最終処分場の維持管理基準比較表(1/1)

	維持管理基準	本 事 業
<p>第一号</p>	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、一年に一回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第十号ハ（同令第二条第二項第三号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>イ 附則2により、この命令の施行前に埋立が開始された最終処分場の維持管理の基準については、第一条第一号イの規定は、適用しない。</p> <p>ロ 一年に1回、処分場内の観測井戸2箇所ダイオキシン類を測定し、記録する。</p> <p>ハ 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録する。</p>
<p>第二号</p>	<p>前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。</p>
<p>第三号</p>	<p>基準省令第一条第一項第五号へ（同令第二条第一項第四号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>イ 放流水の水質が管理値に適合することとなるように維持管理する。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回行い、かつ、記録する。</p>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号（最終改正：平成12年8月14日総理府・厚生省令第3号）